

# 勸 告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年京都府条例第45号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

## 1 改定の内容

### (1) 職員の給与等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

#### ア 令和2年12月期

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員（再任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.25月分とすること。

(イ) 特定管理職員（再任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.05月分とすること。

(ウ) 指定職給料表の適用を受ける職員

期末手当の支給割合を0.65月分とすること。

#### イ 令和3年6月期以降

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分とすること。

(イ) 特定管理職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。

(ウ) 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とすること。

### (2) 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

#### ア 令和2年12月期

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

#### イ 令和3年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分と

すること。

## 2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1の(1)のイ及び(2)のイについては、令和3年4月1日から実施すること。